

令和3年度事業計画

I 活動方針

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症は、終息には至らず国民生活や経済活動に影響を及ぼすことが予想されます。協会活動については、感染拡大を予防しつつ行うことが求められます。

令和2年度年12月に、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化計画」が閣議決定され、総額15兆円の事業が5年間にわたり実行されることとなりました。令和2年度の第3次補正予算に963億円（国費：港湾関係）が計上されるとともに、令和3年度の通常分の予算も昨年度と同程度の規模の2,412億円（国費：同）が確保されました。補正予算は既に成立し各港に配分されていますので、切れ目のない事業執行（発注）を期待しています。

ここ2年ほど、高水準の公共事業費が継続されてきましたが、コロナ禍の下、民間の建設需要が減り、経営環境の不透明さが増している状況もあります。このような中、昨年度の各地整との意見交換会で経営計画が立てやすい環境となるよう「中長期見通し」を示していただきました。

【要望活動】

前述のとおり予算や事業計画に関する要望により様々な改善がなされています。さらに、活動作業船を保有する業者が適正に評価され、地域の守り手として安定的・持続的に活動できるような公共調達制度の改善、地元向け工事の増とともに、下請契約が適正に行われるように、強力な活動を展開していく必要があります。このため今年度も引き続き港湾局長要望に取り組んでまいります。加えて、当協会の課題である「作業船の保有及び代替建造に対する支援」、建設業全体が抱える課題である「働き方改革」「担い手育成・確保」「生産性向上」等に係る施策の充実と推進を要望してまいります。

【資格認定事業・能力評価事業】

当協会活動のもう一つの柱である「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業については、公益事業であり公正さを第一に取り組んでまいります。特に、更新講習については、コロナ禍の下でも安心して資格の更新ができるようオンライン講習等、システムの改善に取り組みます。加えて、海上工事現場で働く技能労働者の地位の向上と会社としての受注に資するため、総合評価等における評価の向上に努力して参ります。また、CCUSと連動した能力評価とそれを活用した処遇改善についても、取り組んでまいります。

【担い手確保・働き方改革】

働き方改革は、休日確保など労働環境を改善するとともに、入職を促し、担い手確保に繋がります。そのための「十分な工期の確保」「労務費の改善」などについては、

国土交通省港湾局に要請することが多いため、他の港湾建設関係団体と連携・協力しながら進めます。

特に、工期については、昨年、改正建設業法の施行（関連して、同施行令、同施行規則も改正）により、著しく短い工期の禁止が適用されることとなりましたので、改正の効果を注視していきます。

新たな担い手のための海上工事業のPRに関しては、会員企業が行っている現場見学会等の取組と連携・協力して参ります。

特定技能外国人受入問題に関しても、海外での教育・試験の実施に向けて協議会の一員として取り組みます。

船舶作業員の幹旋事業に関しては、まだ十分な活用がなされていませんが、具体的な事例の紹介などにより、その普及と利用促進に努めて参ります。

【その他の活動】

港湾における i-Construction 推進などの情報や洋上風力発電など新たな事業分野に関する情報を会員に提供してまいります。

令和3年度は、このような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

1. 事業活動

（1）会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和3年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて企業経営に影響を及ぼしている様々な課題について、会員が抱えている現状や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

（2）要望活動

① 国土交通省等への要望

国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。予算の確保、元請受注の増と下請契約の改善を主な柱とし、「働き方改革・担い手確保・生産性向上」という建設業が直面する課題、そして、「作業船の維持・更新」という当協会の課題を要望してまいります。

各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催し要望活動を展開します。その際、本部も同席し、全国的な課題について説明するとともに、港湾局長要望の状況などについて報告します。

② 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても具体的な要望を行ってまいります。

(3) 船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、船舶作業員を会員間で融通し合う本事業が活発に利用されるように活用事例を紹介するとともに、利用しやすくするための改善に取り組めます。

(4) CCUS と連動した能力評価事業、それを活用した処遇改善

当協会は、昨年 10 月の理事会で、国土交通省港湾局の方針に従い、CCUS に積極的に取り組むこととしました。以前より会員に対して行ってきた CCUS の情報提供、昨年度より開始した海上起重技能者の能力評価に取り組めます。

CCUS と連動した処遇改善施策については、以下のように取り組めます。

①港湾工事に必要な能力評価制度の整備

港湾建設事業界全体の課題であり、関係する各協会と協力して取り組めます。

②能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

港湾建設事業界全体の課題であり、仕組みについての合意の下、関係協会と協力して取り組めます。

③専門工事業の見える化評価

港湾局の方針が「導入の必要性を含め検討」であり、状況を注視します。

【参考】CCUS と連動した処遇改善施策について

①港湾工事に必要な能力評価制度の整備

建設技能者の能力評価基準は、35 職種において整備されている状況で、海洋・港湾工事分野では、海上起重技能者（作業船に乗船して海上工事を行う技能者）のみの能力評価基準が策定されています。以下の課題が挙げられています。

- 1) 潜水士に係る能力評価基準の策定 ※潜水協会を中心に検討
- 2) 海上起重技能者の適用職種の拡大
- 3) 既存の 35 職種以外の港湾の現場で働く技能労働者の能力評価基準の策定
- 4) 多能工の能力評価基準の策定
- 5) 洋上風力発電事業（新職種）の能力評価基準の策定

②能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

本制度は、専門工事業団体が、技能評価レベルに応じた賃金目標（目安）を設定し、各専門工事企業は見積りに反映させ、元請はそれに応じて支払い、各専門工事企業は労働者にその賃金を支払う。これにより、労働者の賃金が上がる好循環を生み出す仕組みです。型枠技能者、機械土工技能者等いくつかの専門工事業団体ですでに取り組まれています。

③専門工事業の見える化評価

専門工事業団体が、各専門工事企業の評価する仕組みで、技能労働者の CCUS の加入や雇用などを評価し、技能労働者の処遇改善に取り組んでいる企業が元請から

選ばれることをねらいとしています。国土交通省は、「専門工事企業の見える化評価ガイドライン」を作成済みです。

(5) 港湾における i-Construction 推進への対応

DX の推進は、政府の重要施策であり、国土交通省では、令和 5 年度までに、小規模なものを除く全ての公共事業において、原則 BIM/CIM 活用に転換する、としています。港湾局は、横浜新本牧事業のような大規模プロジェクトで情報プラットフォームを設け、施工情報を BIM/CIM に集積し活用を進めており、港湾事業においても対応が加速しています。

港湾局は、委員会の名称を「ICT 導入検討」から「i-Construction 推進」に変えましたが、引き続き、委員会を開催し関係者の意見を聞いた上で進めており、当協会は、「委員会」と「同施工 WG」に参加しております。国土交通省の取組に対し、協会の技術委員会を中心に会員の意見を聴取しつつ、中小規模工事への適用も含めて港湾局の施策に反映させてまいります。

(6) 特定技能外国人受入問題への対応

昨年 6 月に、「港湾関係特定技能外国人受入検討協議会」が設立され、関係協会が連携して取り組んでいます。引き続き、海外での教育・試験の実現に向けて、協議会の一員として取り組むとともに、進行状況を会員に周知して参ります。

(7) 働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

関係する 5 協会は、平成 30 年の第 1 回会合の際、働き方改革を進める上での課題を出し合っています（その後、適宜、改訂）。その課題解決に向けた取組を連携・協力して行います。

(8) 講演会・安全講習会等の開催

感染状況を考慮した上で、本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

(9) 他機関への協力等

例年通り、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

① 安全対策・環境保全対策の推進

感染状況を考慮した上で、会員保有作業船の安全パトロールを行うとともに、安全標語入りポスター等を作成・配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。また、昨年度改訂した「作業船団安全運航指針」の普及に努めます。

② 担い手確保のための活動

担い手確保のためには若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。会員企業において、現場見学会などを行い3Kの払拭につとめており、連携・協力していきます。また、さらなる活動としてどのようなものができるかを検討します。

③ 新たな事業分野等に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供します。

④ 建設マスターの推薦

海技協は、建設マスターの推薦団体として認められました。今年度も会員企業から「ふさわしい建設技能者」を募り、海技協が推薦して参ります。

(2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

3. 資格認定事業

(1) 海上起重作業管理技士の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得するための要件としています。また、CCUS と連動した技能評価において、レベル3認定の要件となっています。海上工事技能者として業務経験年数5年で受講できます。

東京会場 令和3年10月8日

大阪会場 令和3年10月15日

(2) 登録海上起重基幹技能者の認定

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者」は、船団長の要件を有する者とみなす、とされています。

本資格は国土交通大臣の認定資格で、当協会が認定業務を行っております。

東京会場 令和3年10月21～22日

福岡会場 令和3年10月28～29日

(3) 資格認定者の更新講習

両資格者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力を修得することを目的とした更新講習が義務づけられています。

新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン講習等の通信教育方式（以下、「通信教育方式」という。）を導入し、来場せずとも更新が可能となるように措置します。また、通信教育方式を行うに当たり、講習費用の値上げを行うとともに、札幌会場の講習を取りやめることとします。

注) 札幌会場の講習会は、例年、11月初旬に開催し、北海道のみならず、9月の3会場で受講できなかった者が受講します。通信教育方式は、東京会場の講習を録画配信する予定で、申込期限や受講可能期間を遅く、長く設定することで、札幌会場が果たしてきた役割に対応することとします。

東京会場 令和3年9月 3日

神戸会場 令和3年9月 10日

福岡会場 令和3年9月 22日

通信教育方式

※通信教育方式の開始時期は、東京会場での録画撮り後、3週間後の予定

なお、「海上起重作業管理技士」の資格更新者に対しては、速やかに「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得することを勧めます。

(4) 資格者の登録データベースプログラムの更新（新替）

海技協は、上記の資格者の情報管理・活用のため、専用のプログラムを平成3年度の「海上起重作業管理技士」認定制度発足時に作っています。

本プログラムは、約20年を経過し、適切にメンテナンスすることが困難になってきていますので、新たなプログラムを製作いたします。

4. 広報活動

例年通り、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 正会員、賛助会員の勧誘促進
- (2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進
- (5) 支部総会等における協会活動報告

なお、協会HPには、会員専用ページを設けており、行政機関からの通知、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。また、協会HPに、国土交通省の技能評価レベル判定システムのリンクリストを張り付けております。

5. 支部活動

各支部は、例年のように、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (2) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (3) 他団体等との協調・連携による研修、講習会の実施
- (4) 各種表彰者の推薦
- (5) 防災協定に基づく訓練等への参加、防災資機材の報告

6. その他(会費納入についての臨時措置の継続)

会員の厳しい経営環境に鑑み、平成19年度より臨時措置として協会会費の10%の減額を行ってきており、令和3年度も継続することとします。

なお、今後、本部・支部双方の財政状況や、会員の経営環境を考慮し、臨時措置の解除についての検討を行いたいと考えています。

注) 昨年度、臨時措置の解除に向けて検討を行いたい、との方針を立てましたが、コロナ禍で建設需要の見通しが厳しくなったことから、10月の理事会で検討を撤回しました。令和3年度は、コロナ禍が続いておりますので、検討もいたしません。